

昭和二十八年七月二十三日（木曜日）

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事浅香 忠雄君 理事吉米地英俊君

理事坊 秀男君 理事内藤 友明君

理事佐藤觀次郎君 理事井上 良二君

理事島村 一郎君 有田 二郎君

宇都宮徳馬君 大上 司君

大平 正芳君 黒金 泰美君

藤枝 泉介君 宮原幸三郎君

福田 繁芳君 小川 豊明君

木原津與志君 久保田鶴松君

春日 一幸君 平岡忠次郎君

福田 越夫君

出席政府委員

大蔵事務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官(主 白石 正雄君

計局法規課長) 渡邊喜久造君

大蔵事務官(主 阪田 泰二君

税務局長) (管財局長) 菅財局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(管財 岩動 道行君

局閉鎖機関課長) 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

七月二十二日

揮発油税軽減に関する請願(大西禎

夫君紹介)(第五〇〇六号)

同(足立篤郎君紹介)(第五〇〇七号)

同(吉米地英俊君紹介)(第五〇〇八

号)

同(前田正男君紹介)(第五〇〇九号)

同(岡本忠雄君紹介)(第五〇一〇号)

同(小川平二君紹介)(第五〇一一号)

同(柴田義男君紹介)(第五〇一二号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五〇一三

号)

同(山崎岩男君紹介)(第五〇一二二二

同(前田榮之助君紹介)(第五〇一二三

号)

同(風見章君紹介)(第五〇一二四号)

同(中居英太郎君紹介)(第五〇一五

号)

同(原茂君紹介)(第五〇一五二五号)

同(福田越夫君紹介)(第五〇一五三三

同(中村幸八君紹介)(第五〇一五四号)

石油関税の減免措置延期に関する請

願(大西禎夫君紹介)(第五〇一三三

同(岡本忠雄君紹介)(第五〇一四号)

同(足立篤郎君紹介)(第五〇一五号)

同(吉米地英俊君紹介)(第五〇一六

号)

同(前田正男君紹介)(第五〇一七号)

同(柴田義男君紹介)(第五〇一八号)

同(小川平二君紹介)(第五〇一九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五〇二二五

号)

同(山崎岩男君紹介)(第五〇二二六号)

同(前田榮之助君紹介)(第五〇二二七

号)

同(福田越夫君紹介)(第五〇二二八号)

同(風見章君紹介)(第五〇二二九号)

同(中居英太郎君紹介)(第五〇一五五

号)

同(原茂君紹介)(第五〇一五六号)

同(中村幸八君紹介)(第五〇一五七号)

協同組合に対する法人税免除に關す

る請願(岡田直君紹介)(第五〇二〇

号)

在外資産補償に関する請願(西村久

之君紹介)(第五〇二三三三三三三

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五〇一二二

石炭手当及び寒冷地手当の所得税免

除に関する請願(吉米地英俊君紹介)

(第五〇一三三七七号)

現行会計年度を曆年度に改正の請願

(吉米地英俊君紹介)(第五〇一五八号)

銀行従業員給与に対する大蔵省の

干渉及び統制の排除に関する請願

(矢尾喜三郎君紹介)(第五〇一五九九

水害救援資金の長期貸付に関する請

願(多賀谷真澄君紹介)(第五〇一六〇

号)

旧軍港市転換事業に関する請願(前

田榮之助君外二名紹介)(第五〇一六

号)

物品税法の一部改正に関する請願

(西村直己君紹介)(第五〇一六二二

鉄道車両輸出入振興に伴う金融優遇措

置に関する請願(岡田五郎君紹介)

(第五〇一六九九号)

鉄道車両輸出入振興に伴う特別措置に

関する請願(岡田五郎君紹介)(第五

一九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

有価証券取引税法(内閣提出第二

七号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第三二二号)

富裕税法を廃止する法律案(内閣提

出第三三三三三三三三三三三三三三

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六二二二二二二二二二

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六三三三三三三三三三三

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六四四四四四四四四四

特別減税戻金法案(内閣提出第九八

号)

資産再評価法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関係税率法等の一部を改正する等

法律案(内閣提出第一二六六六六六

租税特別措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四三三三三三三三

塩業組合法案(内閣提出第二二二二

信用金庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三三三三三三三三三

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八三三三三三

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八四四四四四四四

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四四四四四四四四四

鉄道債券及び電信電話債券等に係る

債務の保証に関する法律案(内閣提

出第九五五五五五五五五五五五五五

國家公務員等に対する退職手当の臨

時措置に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一〇三三三三三

産業投資特別会計法案(内閣提出第

一一三三三三三三三三三三三三三三

厚生保険特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一一五五五五

信用保証協会法案(内閣提出第一二

五五五五五五五五五五五五五五五

日本専売公社法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五九九九九九九

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基く行政協定の

実施に伴う固有の財産の管理に關す

る法律の一部を改正する法律案(岡

良一君外二十六名提出、衆法第二〇

号)

積雪寒冷帯地帯における麦類又は

菜種の収獲に因る農業所得に対する

所得税の臨時特別に關する法律案

(竹谷源太郎君外二十四名提出、衆

法第二二二二二二二二二二二二二二

固有財産法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第四五五五五五五五五

証券取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四九九九九九九九九九

証券投資信託法の一部を改正する法

律案(内閣提出第七八八八八八八八

〇千葉委員 これより会議を開きま

す。

議案の審査に入ります前に、小委員

の補欠選任の件についてお諮りいたし

ます。

それは、固有財産に關する小委員会

の小委員でありました小西實松君及び

山本正一君が、それ／＼七月の二日及

び六月の三十日に本委員を辞任されま

したので、その補欠を選任いたしたい

と存じますが、これは先例によつ

て、委員長において指名することに御

異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇千葉委員長 御異議ないやうであり

ますから、小西寅松君の補欠として大上可君、山本正一君の補欠として山村新治郎君を同小委員に指名いたしました。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲げました有価証券取引税法案外二十五法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました二十六法案中、有価証券取引税法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、富裕税法を廃止する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、塩業組合法案及び鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案の七法案につきましては、すでに質疑も尽くされたと思われますので、この際右七法案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認めまして、右七法案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切ることといたします。

これより順次討論採決に入ります。まず有価証券取引税法案、相続税法の一部を改正する法律案、資産再評価法及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案の四法案を一括議題として、討論に入ります。

○浅香委員 ただいま議題となりまし

た有価証券取引税法案、相続税法の一部を改正する法律案、資産再評価法の電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案の四法案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、右四法案につきましてはいずれも討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

有価証券取引税法案、相続税法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案の四案を一括して採決いたします。

右四案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。
〔議員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて右四法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

かるということをお願い申しておりますが、今回の税制改革の全般を通じて見まして、私どもは決してそうとは受取れません。そのことは、いざれ所得税法、あるいは法人税法等の改正案と関連いたしました明らかなる予定であります。政府のみならず、これを否定することはでき得ないと思つております。われわれは、税額が高いということを指摘して非難をするものではなく、問題は現行税制の負担が公平であるかどうかということ、それをあらゆる税目について検討いたしましたときに、現在政府の徴税というものが、大衆収奪の性格を露骨に表わしておるといふこととあります。

それは、たとえば所得税の徴収によります階級分布におきましても、月額二万五千円以下の収入の者が総額の八〇％を占めておるといふこと、あるいは法人税の資本金五百万円以下の中小法人の負担が、われわれの推定では、少くとも五百億円に上つておるといふこと、さらに関接税でありますところの酒税、あるいは砂糖消費税、またはその他の税を検討いたしましたも、いざれも大きな大衆負担になつておるとは否定できません。さらに、これに専売納付金の納入割合が大衆負担であると推定をいたしますとき、本年税収の約七千億のうち、大衆負担の占めますものは五千五百億から六千億になるのではないかとわれわれは推定をいたしておりますのであります、かくのごとく、大衆

負担の重税が非常に露骨にかけられておるといふこの事実を、私どもは追究せざるを得ません。そういうことから考えて、かつて税の公正な負担を建前として、またそういう大衆負担に重税が課せられておるといふことからして、できるだけ税の負担の均衡という社会政策的な、あるいは階級的な対立を緩和するといふ一つの考え方から、シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

負担の重税が非常に露骨にかけられておるといふこの事実を、私どもは追究せざるを得ません。そういうことから考えて、かつて税の公正な負担を建前として、またそういう大衆負担に重税が課せられておるといふことからして、できるだけ税の負担の均衡という社会政策的な、あるいは階級的な対立を緩和するといふ一つの考え方から、シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。シャウプの勧告もあつたのであります。

ますいふような影響からも、富裕税を廃止することについては断じて賛成はできません。また捕捉が困難であるという理由は理由になりません。問題は、富裕税を完全に徴収する意思があるかないかということにかかつておるのであります。この点に対しては、徴税に対する拙劣さをみずから暴露するものであつて、捕捉困難といふことは、理由にはならないとわれわれは考へるのであります。政府は他にいろいろの新規事業に必要な財源を要求されておる。またたとえば、現に人事院から公務員の給与ベースの改訂勧告、あるいはまた恩給法その他の新規要求等、漸しい財源を必要とする支出項目が非常に大きくふえて来ておつて、これに充當する財源が非常に困難だといふことから、これらの新規要求をことごとく切り捨てようといふ考え方に立つておる。そういうときに、二十億とまとまつた富裕税という財源を単なる捕捉困難であるという理由だけで廃止するといふようなことは、われわれは断じて承認でき得ません。そういう見地からも、私はこの富裕税の存置を強く主張したいと考へるのであります。

次に、砂糖消費税の問題でございますが、この砂糖消費税は、主として現行税額の一割方値上げを実施せんといたしておるのであります。たゞ、本委員会が私が申し上げましたように、砂糖がわが国の食生活の構成から、これはまさに米麦に匹敵する主食化して、今日国民の生活費の大きな要素になつておりますので、この事実をわれわれが見のがすわけには参りません。そういう見地に立ちますときに、

砂糖消費税の問題でございますが、この砂糖消費税は、主として現行税額の一割方値上げを実施せんといたしておるのであります。たゞ、本委員会が私が申し上げましたように、砂糖がわが国の食生活の構成から、これはまさに米麦に匹敵する主食化して、今日国民の生活費の大きな要素になつておりますので、この事実をわれわれが見のがすわけには参りません。そういう見地に立ちますときに、

砂糖消費税の問題でございますが、この砂糖消費税は、主として現行税額の一割方値上げを実施せんといたしておるのであります。たゞ、本委員会が私が申し上げましたように、砂糖がわが国の食生活の構成から、これはまさに米麦に匹敵する主食化して、今日国民の生活費の大きな要素になつておりますので、この事実をわれわれが見のがすわけには参りません。そういう見地に立ちますときに、

砂糖消費税の問題でございますが、この砂糖消費税は、主として現行税額の一割方値上げを実施せんといたしておるのであります。たゞ、本委員会が私が申し上げましたように、砂糖がわが国の食生活の構成から、これはまさに米麦に匹敵する主食化して、今日国民の生活費の大きな要素になつておりますので、この事実をわれわれが見のがすわけには参りません。そういう見地に立ちますときに、

砂糖消費税の問題でございますが、この砂糖消費税は、主として現行税額の一割方値上げを実施せんといたしておるのであります。たゞ、本委員会が私が申し上げましたように、砂糖がわが国の食生活の構成から、これはまさに米麦に匹敵する主食化して、今日国民の生活費の大きな要素になつておりますので、この事実をわれわれが見のがすわけには参りません。そういう見地に立ちますときに、

砂糖の消費税を二割方上げるといふことは、それだけ勤勞者の家庭に大きな負担になりますし、またそのことが、物価賃金の引上げの要素にもまた一つの力を加えて行くことになります。そういうことから、金額は六十億くらいのものであつたにしても、それが及ぼすところの家庭への影響と、これがまた一方富裕税を廃止し、一方は砂糖消費税を値上げする、こういう階級的な見えすいた税制の改革に対して大衆がいかに峻烈な批判を下すかということについては、われわれ税制を扱ふ者として、この問題をもつと慎重に検討すべきでありまして、単に砂糖消費税が戦前よりも低いといつて、戦前の課税率をもつて論じますならば、何ゆゑに他の一切の減税に對しても戦前の税率をもつてしないのか、現実に所得税には戦前年間千二百円の所得の者は免税点が設定されておつた。今日戦前の千二百円は、物価に比例いたしませれば、少くとも三十数万円の金額に相当すると思ひます。そういうことは知らぬで、はおかぶりしておいて、自分の都合のよいことは戦前の比率を引例して来るといふのは、もつてのほかであります。そういう点から考へてみてもわれわれは砂糖消費税の及ぼすところの影響といふものを考へ、かつ他の税制との均衡を考へ、またこれが國民に及ぼしますところの悪影響を考へて、断じて値上げに賛成するわけには参りません。

以上をもつてこの両案に對する反対の討論を終ります。

○千葉委員長 次に黒金君。

○黒金委員 たいだいま井上委員からいろいろ反対の御意見がありまして、中に非常に傾倒すべき点が多いのであり

まして、これに反對することは、はなはだ残念であります。私もこの原案に賛成いたします者の一人として、賛成の意見を申し述べたいと思ひます。

大体におきまして、今回の税制の改正案は全般にわたる一連のものでありまして、この二つのものだけをつかまえて、この二つのものだけをやつて、ほかの品目にかかる消費税、そういうものとの権衡をも十分に考へ合せまして、そしてあるべきところにおちつかせるのが最もよろしいことと思ひます。従ひまして、今回の改正案につきましては、物産税その他の課税を勘案いたし、またかつての税負担も十分にらみ合せまして、この程度ならばやむを得ないものではないか、かように考へます理由をもちまして、これに賛成をいたす次第でございます。

高所得者に対する所得税の引上げによつてこの税金をなくするといふことは、まことに事を得たものと考へて賛成いたす次第であります。

次に、砂糖消費税につきましても、税金は確かに安いのがよろしい。これはだれしも反對いたすところでありませんが、ただ安いとはいへませんので、ほかの品目にかかる消費税、そういうものとの権衡をも十分に考へ合せまして、そしてあるべきところにおちつかせるのが最もよろしいことと思ひます。従ひまして、今回の改正案につきましては、物産税その他の課税を勘案いたし、またかつての税負担も十分にらみ合せまして、この程度ならばやむを得ないものではないか、かように考へます理由をもちまして、これに賛成をいたす次第でございます。

なお今年年度の予算も衆議院の議決を経ましたときにおきまして、いろいろ税金の収入にあまりに大きな変化を来しますことは、予算成立の上から申しましても、はなはだ残念なところでありますので、何とかさういふことのないようにして参りたい、こういうような意味も考へ合せまして、私も井上先生の御意見に對して、はなはだ残念であります。承服いたしがたたく、この原案に賛成いたすやうな次第でございます。

○千葉委員長 次に佐藤親次郎君。

○佐藤親次郎委員 税の問題は、今國民の一番重要な関心事でありまして、國民がいかに税のために苦しんでるかといふことは、大蔵当局といへどもよく知つておられると思ひます。ところがはからずも、皮肉にも今度法律をかえ

まして、富裕税のような高所得者の課税を全然廃止してわざ／＼大衆にかかる砂糖の消費税を過重に負担させるといふことは、まことにもつて一部の特權階級だけを助けるだけであつて、大衆のためには非常に迷惑だと思ひます。先ほど黒金委員から、この税法については関連してといふお話もありましたが、むろん今度の法案につきましては関連はありますけれども、少くとも富裕税といふものは前回シャウプが来たときに、これが非常にいい法律であるといふので、金科玉条のように、新聞にもうたい、またあの税法を設けるときに、富裕税をうんととるからといふことで、実は所得税の最高五分に下げたわけであります。ところがわずか三年もたたないうちに、徴税がしにくいといふことのために、一部の高所得者のために富裕税を廃止するといふことは、まことに階級的に見ましても、これはわれわれ不満な条件であります。そこにもつて来て、今度大衆が何も知らないといふことで砂糖消費税を増徴するために莫大な費用をかけるといふことは、先ほど井上委員が言いましたように、われわれは絶対反対をするものであります。砂糖は、現在一部の者の奢侈的なものでなく、すでに大衆の生活必需品になつておる今日において、その課税を上げるといふことは、まことに大衆を苦しめます。ふやすといふことにおいて、われわれはこれに反対をするのであります。はなはだ遺憾ではございませんけれども、この富裕税の廃止といふ、砂糖消費税の増徴といふ、まことにわれわれ／＼社会党にとつては、反対をしなければならぬ皮肉な対象であります。

以上をもつて討論にかえます。

○千葉委員長 以上をもつて討論は終結いたしました。

これより右両案を一括して採決いたします。右両案をいづれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

(賛成者起立)

○千葉委員長 起立多数。よつて右両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○千葉委員長 次に、塩業組合法案を議題といたしまして討論採決に入りたいと存じます。本案につきましても、大平正芳君より修正案が提出されておりますので、この際提案者より修正案の趣旨弁明を求めます。修正案提出者大平君。

○大平委員 それでは、まず修正案を朗讀いたします。

塩業組合法案に對する修正案
塩業組合法案の一部を次のように修正する。

第八條第一項中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組合員の貯金の受入

第八條第四項から第六項までのうち「第一項第八号」を「第一項第九号」に改める。

第二十五條第七項中「同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「塩業組合法第五十六條」と削る。

第六十條第四項中「第八條第一項第

して、われわれは、遺憾ながらこの両法案には絶対反対をするものであります。

以上をもつて討論にかえます。

○千葉委員長 以上をもつて討論は終結いたしました。

これより右両案を一括して採決いたします。右両案をいづれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

(賛成者起立)

○千葉委員長 起立多数。よつて右両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

して、われわれは、遺憾ながらこの両法案には絶対反対をするものであります。

以上をもつて討論にかえます。

○千葉委員長 以上をもつて討論は終結いたしました。

これより右両案を一括して採決いたします。右両案をいづれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

(賛成者起立)

○千葉委員長 起立多数。よつて右両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

して、われわれは、遺憾ながらこの両法案には絶対反対をするものであります。

以上をもつて討論にかえます。

○千葉委員長 以上をもつて討論は終結いたしました。

これより右両案を一括して採決いたします。右両案をいづれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

(賛成者起立)

○千葉委員長 起立多数。よつて右両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

六号若しくは第七号」を「第八条第一項第七号若しくは第八号」に改める。

第七十二条に次の一項を加える。

3 公社は、第八条第一項第三号の事業を行つ組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ。

第七十四条中「若しくは第七十二条第二項」を「第七十二条第二項若しくは第三項」に改める。

第七十七条中「第七十二条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

昨二十六日の本委員会において、大修正案の趣旨は御説明申し上げたのでありますが、要約するに、国内塩の需給計画を円滑に、かつ有効に推進して参りますために、そのにない手であります塩業者自体の経済的地位が向上され、お互いに協力してこの重要な計画を推進して参らなければならぬことが前提になるわけでございまして、今回塩業組合法が政府から提案に相なつておりますが、その中でわれわれが注目しなければならぬのは、塩業組合は、その組合員に対して事業資金の貸付ができるということになっております。そして一方におきまして、組合自体がその預金を受入れることができぬことになつてゐるわけであり

ます。いわば当事者組合員は、各自自発的にその組合に加入して、その組合に事業的な運命を傾けて彼らの経済的地位を向上する、いわば自治的な団体でありまして、これにどういふ能力を付与するかという問題は、いわば、個別的な性格があるかと思つて、政府の方に委ねられて特別に理すべきものではない、こう考えます。

かつまたその重要な国内の需給計画を推進して参る上におきまして、塩業者の経済的地位を向上する一助ともなるかと思つて、本法案に欠けております組合員の預金の受入れの能力を付与せよというものが今度の修正案の提案理由であります。どうぞ御審議の上、御賛成いただきようをお願いいたします。

○千葉委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。これより原案並びに修正案を一括議題として討論に入ります。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました塩業組合法案につきましては、原案並びに修正案ともに討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認めまして、塩業組合法案につきましては、原案及び修正案ともに討論を省略して、ただちに採決に入ります。

○千葉委員長 修正案より採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は太平君提案のごとく可決いたしました。

次に、本修正案の修正部分を除いた原案につきまして採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は修正議決されました。

○千葉委員長 次に、本日の日程にか

けました二十六法案中ただいま議決いたしました七法案を除いて、残りの十九法案を一括議題として質疑を続行いたします。

○井上委員 閉鎖機関令の一部を改正する法案について質問をいたします。この法案によります杜債の弁済と財産の分配を行わんとする残余の今清算中の二百四十四機関のうちで、どれがこれに該当するかということ、それから指定解除を行わんとするといふ場合に該当する機関はどれか、その二つを明らかにしてもらいたいと思つて。

○阪田政府委員 ただいま御説のよう

に、現在閉鎖機関として清算の途中にありませぬ機関は二百四十四あります。が、この中で、今までの規定によりまして解除の処置ができるものもありましたが、今回の規定によりまして、在外活動関係の出先機関等は、新しく一定の措置をいたしました上で、解除とか杜債の弁済とか、いろいろそういう措置ができることに相なりました。そこで具体的に、今回の規定で残つております機関のうちで、それが解除を認められ、それが杜債の弁済、残余財産の分配処分をなすことができるようになるのか、あるいは第二会社設立が認められるかといふことにつきましては、いろいろと検討いたしておりますが、やはりそれ／＼その機関の実情並びに今後の情勢による点がありまして、ただいままでの機関がどれに当るかといふことは、ここで決定的に申し上げかねる次第でありますから、御了承願いたいと思つて。

○井上委員 今後の閉鎖機関の清算過程において、杜債の弁済、あるいはま

た財産の分配等を行つたり、指定解除をするといふことは、今後検討してみたいとわからぬ。こういう御答弁であります。まだ検討してみたいから、そういうものに該当する機関が出るのやういふものやらわからぬといふのに、どういふわけであらうかといふ法案を先から準備しなければならぬのです。そういうことが實際現実に起り得て、これ／＼はこういう新しい形であつた方が、い

初め具体的な事実が出た場合に、行くといふことをやるべきであつて、最初からそういうことを予定する機関さえまだ今日はずりしてないのに、何がゆゑにそういうことを予定して、こういう法律をつくらなければならぬかといふことについて伺いたい。

○阪田政府委員 先ほどお答え申し上げましたのは、現在確定的なことは申し上げることができない、こういう意味におきましてお答え申し上げましたわけでありまして、もちろんこういう法案の改正をいたしますにつきましては、そういうものが当然出て来ることを予定いたしておるわけでありま

す。現在の清算中の閉鎖機関の株主等を解除してははい、あるいはこういう法律案を出してもあらぬれば新会社を設立したいといふような話もいろいろと聞いております。またその中には、大体その御意向に従つて、解除とされるものもござります。この法案を改正するにつきましては、もちろんこの新しい規定が適用される場合があるといふような見込みをもつてやつてお

るわけでありませぬ。

○井上委員 私はあなたの頭とい

か、政府の頭を疑うのです。といひますのは、これら閉鎖機関は、戦争に協力した機関として閉鎖を命ぜられておるのです。現実にそういうことですか。そういうことを前提にわれ／＼は物を考えます場合に、そういうことについての責任の追究といふ意味で、ポツダム政令で閉鎖を命ぜられておるわけですから、従つてそういう精神から考えますならば、閉鎖機関としての清算を完了するといふことを、あくまで行政官庁としてはその立場で職務を執行すべきであつて、まだ清算もはずりしてない、しかも清算の過程において、かつての戦争に協力した会社の株主が集まつて新会社を創立したい、あるいは財産の分配を要求している。これにあなた方が応じるといふのは一体どういふことなんでしょう。現に戦争に協力した責任者として、財閥の首脳者はそれ／＼その責任を追究され、財閥は解体され、独禁法、集中排除法が制定され、さらに政界、財界、官界においては追放が行われ、一部の者は戦争犯罪人として処罰され、死刑になつた者もあるのです。そういう大きな国の犠牲が一方において行われてゐるときに今日大分日時がたつたから、こころでいいかげん解除してもいいだろうといふ、そういう甘い考え方があなた方にはお考えになつておられますか。そうでなければ、そういう解除をしたり、財産を分配したり、杜債を償還したりといふ考え方は起つて来ないはずですよ。その点はどうですか。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点

であります。閉鎖機関令のこういう制度が当初でございましたときには、お説

の点は、

の点は、

の点は、

の点は、

の点は、

の点は、

の点は、

の点は、

のような趣旨でできましたことは間違いないことだと思えます。それでそういうような趣旨から閉鎖機関に指定されました。今日まで清算を続けて参りました。終了したのも多数あるわけでありすが現在の情勢におきまして、清算のまだ終了していないというものの中には、いろいろのものがあると思えますけれども、ただいまお示しのありました仕債弁済、あるいは残余財産の分配、これは清算の事務といたしまして、閉鎖機関の趣旨で当然やらなければならぬ仕事であります。いろいろ／＼なひつかりがありまして、それが今まで認められなかつたというようなものにつきましても、今回本旨に返つて、それができるようにする、清算を終了させるというのが今回の改正の趣旨でございます。それから解除等を認める場合もございすが、これにつきましても、大体清算事務の見通しもつきまして、こういう特殊清算の方式によらないで解除をいたしまして、一般の清算の方式によらせて支障がないと認められるようなものにつきまして、これは解除をいたすわけでありま

それから新会社の設立を認める場合でありすが、これにつきまして、いろいろのたゞいまのような御意見がおありになつたことと思ひますが、新会社を設立いたすにつきましては、これは旧閉鎖機関の残りました財産を基礎といたしまして、これを今日の国民経済に最も役立つように活用して行こうというのが新会社設立の趣旨でありますから、生れます新しい会社は、昔の閉鎖機関の使命とか、閉鎖機関の性格というのとは全然別個のものでござい

わけでありま。それで新しい会社につきましては、大蔵大臣が新しい会社の設立の計画案を認可することになつておりましたが、今回の改正案にもございまして、認可するにあたりましては、計画が法律の規定に違反してはいない、また公正で公平で遂行可能なものである、そういうふうな点を十分検討いたしまして、新しい会社ができることを認めることになつております。そういうふうな意味におきまして、御趣旨のような、旧閉鎖機関のそういう性格が復活するということとなつては、この法律の改正にあたりましても、全然考へておらないわけでございますから、御了承願ひたいと思ひま

○井上委員 どの機関を清算過程において指定を解除したり、あるいはその機関の内地財産の分配をいたしたり、その内地財産をもつて新会社の設立を認めたりするか、そういうことは、これからの作業によつて明らかになる、こういうことでこの法律が通りますれば、そういう方向で清算事務はなるほど／＼進むかまわりません。従つて、ここへ残りましたところの清算未了の清算機関と、今日まで閉鎖令によつて清算事務が完了して完財に閉鎖されたものとの差別は一体どうしですか。国内に保有されておる財産を中心にして新会社を創立すれば、その新会社の創立によつて非常な利益が上り得るといふことで、株主総会の決定によつて、大蔵大臣の認可を得て新会社を設立する。ところが今まで閉鎖令によつて閉鎖されたもの、清算事務が完了したものの、これらの株主は泣くに泣かれぬのである。その命令のもと

に解散を余儀なくされておる。現実におかれわれの知つておるところにおいて、清算事務には相当大きな犠牲が払われて来ておる、それらのすでに清算事務が完了した、大きな犠牲をこうむつたところの、かつての出資者及び株主といふものと、これから優遇しようとする株主との待遇上の差別は、一体どう解決するのですか、一体そういう不公平な政治がありますか。それを伺ひたい。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点であります。今回の法律によりまして、新会社を設立しようとするものは、これは残余財産があるもの、いろいろ／＼清算いたしました上で、株主にも分配し得る資産があるようなものにももちろん限られるわけでありまして、それらのものが基礎になつて新会社ができるわけでありま。既成におきましてこの閉鎖機関が実施され、その趣旨に従つて清算を終了いたしましたものにつきましては、それぞれの清算の状況に応じて、仕債等にも支払いをいたし、また可能な範囲において、株主にも残余財産を分配いたしました。清算が終了いたしましたわけでありま。たまたま／＼今回のような改正の制度がでないために、さようなことになつておるのであります。その辺は事態の変化に伴う関係でありまして、すでに清算の済んだものにつきましては、これをどうするかということ、それ／＼適正な分配を受けて終了いたしましたわけでありま。現在の残つておる資産を何とか活用できる方法があるものを押えておくというふうなことは、する必要はないのじやないかとい

うふうに考へておるわけでありま。○井上委員 特にここに問題になりまはすのは、この在外活動関係閉鎖機関ですが、これらのものは、一体どのくらい今日まで清算事務を完了しておるか。それから、これからまだ清算事務を続けて、今お話のような、この法案に規定してありますような新しい保護規定といふか、あるいは更生規定といふか、そういうものに該当する機関はどれ／＼ですか。今資料として出ております在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務取扱の彙編銀行から以下五十六に至るこの機関ですか、それともまだ他にありますか、それを一応伺ひたいことと、もしこのナンバ一から五十六に至るこれらの在外活動の閉鎖機関が、今お話のように、今後の清算過程において、国内財産を中心にして新会社の設立、あるいは資産の分配を認められるということになりますと、これは国内の各種閉鎖機関がすでに閉鎖令によつて清算をされ、その財産を二東三文に処分されて、泣きの涙でその清算事務を承認せなければならなかつたといふこの旧出資者、株主との関係が非常に問題がある。戦争中軍の命令で、あるいは軍事動員のためにやむにやまれず強制的につくられた国内の多くの統制会社等のは、これはまたいろいろ／＼の考へ方によつて、多少政治的に考慮する必要があると思ひますけれども、この在外機関といふのは、これはまつたく軍の直接の作戦行動に協力した機関であつて、このものが今お話のようなことで許されるということになりましたならば、これは国内の閉鎖機関に指定されて、財産が二東三文に処分されたといふものとの比較の上にお

いて、非常な不平等が起り、感情的にも許すことができない問題が起つて来ると思ひます。そこで、これらの機関はこれに入つてないのか、この法律が適用されないのか、これを明らかにしてもらひたい。

○阪田政府委員 今回の法律によりまして、在外活動閉鎖機関中でも、第二会社の設立その他の措置が可能になるものが出て参るわけでありま。具体的にはどの会社がそういうことができるかといふことにつきましても、これは先ほど申し上げましたように、確定的なことを申し上げるわけに行かないわけでありま。ことにこれは非常に微妙な問題でありま。関係者にあまり誤つた印象を与えるというふうなことも慎まなければならぬと思ひますので、どの機関がどうかといふことは、ちよつと申し上げかねるわけでありま。ただ一般的に申し上げて、在外活動閉鎖機関でありまして、国内の清算事務、この国内の債権、債務の清算の仕事としては大体非常にこまかいもの、あるいは相手のわからぬもの、取立てにくいもの等が残つているものがあります。大体におきまして、ほとんど大部分の仕事は終了して、今後もお終する見込みのもの、支払いの見込みのもの等も予想いたしました。清算費も今後ある程度はかかるわけでありま。そういうふうなものを予想いたしました。しかもお残る資産がある、財産がある、しかもかなりまとまつた資産があるといふようなものが結局まず対象になるといふことになると思ひます。在外活動閉鎖機関中には、国内資産が全然今幾

分されたといふものとの比較の上にお

いて、非常な不平等が起り、感情的にも許すことができない問題が起つて来ると思ひます。そこで、これらの機関はこれに入つてないのか、この法律が適用されないのか、これを明らかにしてもらひたい。

らない、債務の弁済に不足であるといふものもかなりあるわけでありませうが、そういうものは、初めから対象にはならないと思ひます。大体の考え方としては、そういうふうな思ひ方でありませう。国内資産がありませう、それがすべて今度のいろいろな措置を認められるとは限りませんで、まずそういうものがなければ対象にはならないといふふうな考えませう。

それから国内関係で、清算の済んだものが、その資産を二東三文に処分されたというふうなお話でありませうが、これは、閉鎖機関に指定されましたが、閉鎖の仕事をやつて参りましたので、その閉鎖の資産を処分して清算いたしました分は、どうも待つておれば値上りしたのではないかと、そういうこととはあるかもしれませうが、そのとき、清算の仕事をいたしましたという事で、適正な時価で処分するということをやつて参りましたので、お話をうらな不公平な措置ということでは、考えられないといふふうに私も思つておられます。

○井上委員 私、早く清算事務が完了したものであるが、評価が非常に安いとか、また今度おそくやればそれが非常に高く評価されたとかいふようなことを聞いては、こゝろが、私の言うておられますのは、こゝろが、在外の閉鎖機関といふものは、軍の作戦行動に協力した有力な機関であります。これらの機関が今日清算されずに残つておつて、そしてこれらの株主から新会社、第二会社を設立したいといふ要求がありませうならば、この指定を解除し、あるいはまたその財産、社債等を償

還分配するといふことが、早く清算されたものと比べて不公平ではないか、感情的にも、早く清算されたものとしては承認できない感情が起りませぬかという政治的不公平を追究しては、この閉鎖機関の清算についての承認を大臣が与えることになっておるが、個々の閉鎖機関の清算事務の跡を檢討してみても、正當な清算事務が行われたいと、つらき責任を持つてあなたに答へられますか。今管財局長をしておられますか。今までは、はつきり、今までやつた閉鎖機関の閉鎖事務が、あやまちはないと断言はできません。われわれは、個々の閉鎖機関の清算事務の内容についても、はなはだいかにわし、清算のやり方をしておるというのを聞いておる。まただれが見ても相対的に安く清算されておるものが、非常に安く清算されておるというところも、聞いておる。早く清算にかかつたものは、早い損をし、今まで待つて、ひつぱつて来たものは、この恩恵に浴する、これは公平な、正しい民主的な政治とは、言えませぬから、その点を、一体どう調整するかといふことです。それともあなたの方で、この私の質問が不当である、また私が今聞いておる、各清算事務の完了しました清算事務内容に不当はないといふことなら、われわれは清算事務の結果報告書の提出を求めて、その具体的な審査を私どもはして見なければ、あなたとはつきりここに結論はつきませぬ。しかし、そこまで待つておつたら、この法案はなか／＼今議会で通りますから、

そこのところは、追及して行こうとは思ひませぬけれども、そういう非常に当時作戦用兵に大きな貢献をし、最も閉鎖機関第一級として指定されなければならぬこれらの機関が、今日まで残されて、これらのものが助かるということについては、国内における軍の圧力によつて統制機関をつくり、そのために閉鎖を指定されて一切の仕事がとまつて、財産がごとく処分されたといふこれらの人々の感情をどう一体われわれは直すかといふことにおいて、この法律を簡単に私どもはイエスと言つて、明確に政府は、それらのものに対しては救済するならば救済する、もしそういふ不公平があるならば救済するといふことにならなければ、早くさばかれたものがえらい損をして、おそくまで待つておつたものがえらい得をしたといふことでは、税金と一緒で、早く納めた者が損をして、ぐずぐず言つておる者には新しい法律ができて、今度はえらい得をするということになつたら始末がつかぬ。ですから、そのところをもつと明確に、国民が納得するように御答弁を願ひたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点であります。大体清算の終了いたしました国内関係の閉鎖機関は、早く安く処分をされて、在外活動関係で今まで延びておりましたものは、処分をよぐずぐず延ばして来たようにお考えのようですけれども、それは事実と多少違ひはありますが、閉鎖機関が、指定されたときは、時期が違ひます。お説の在外活動機関は、まず先に指定されたものが、指定されましたら、た

に清算しまして、資産の換価可能なもの、処分できるもの、これらはほんどの処分して参つておるわけでございます。それで、そういうようなものが処分できまして、国内関係の資産、負債の整理が片づきますれば、清算の結了といふことになるわけでありませう。在外活動閉鎖機関は、そのほかにも、関係のひつかつておられます問題がありませう。清算が少し延びて来ておる。そのような関係でありませう、資産の処分、これはおにも不動産、有形の資産の処分になります。ところが、これらの処分につきましては、どちらを早くやり、どちらかをぐず／＼延ばして物価が上がるまで待つておつたといふ関係はないわけでありませう。持にそれによつて不当に、不公平な扱いをしたといふようなことはございませぬ。それで、この資産処分その他の仕事につきまして、適正に行つておるかどうかというお話でございますが、これは、従前は在外閉鎖機関整理委員会がやつておりました。昨年の四月から特殊清算人を任命いたしました。いづれも大蔵大臣の監督のもとにやつておるわけでありませう。資産の処分等につきましては、原則として一般に競争入札、あるいはせり売りのような方法をとり、評価等につきましても、いろいろ専門家の第三者の評価をとつてやつておられます。特別の非常措置を要する問題につきましては、それ／＼具体的な措置につきまして、大蔵大臣の承認を得た上で処分をいたすといふようなことになつておるわけでありませう。私どももいたしましては、お説のよう、今回のこの関係の清算の過程におきまして、不当な措置があつたとい

ふうには考へておりませぬ。○井上委員 もう一点伺ひますが、この資料として出しておられますこれらの閉鎖機関の、あなた方が現在清算過程において、社債の弁済、財産の分配といふことをやろうとする、そしてまたこれらの財産を土台にして、株主総会で第二会社をつくるということに許可する、それと同時に、閉鎖機関の指定は取消すといふことになりませうが、そうなりませうと、これらの財産額が現在一体どのくらいになつておるのか、それを伺ひたい。○阪田政府委員 ただいまの資産の額がどうなつておるかといふお話ですが、どういふ数字を御要求になるのかちよつとわかりませぬが、この前資料として差上げましたように、換価すべき資産の総額、これに對して換価した資産が大体八四・九％といふような進捗状況になつておる。残つたものが、現在これから換価しなければならぬ資産といふ数字になつておるわけでありませう。御質問によりまして、具体的な数字はまとめて出したいと思ひます。

○井上委員 問題は、やはりその数字が非常に重要になつて参ります。といひますのは、これら新しくできます新しい行為は、またこの指定を解除するといふ行為に對しては、独禁法の適用を除外するといふ規定があります。そういうことによつて、これら資産の現在高、そしてこの新しく設立されようとする会社の業務は、一体何をやろうとするかといふことによつてかわつて参ります。だから、一応資産内容を明確にさせることが必要であり、また新しく指定を解除しようとする——これとこれ

の機関は解除してさしつかえがないと清算関係においても言われるという、およその心構えを本委員会で、政府当局としては明確にされるべきでありませう。そういう下構えもなしに、将来そういうことが予想されるかもわからぬという抽象的な答弁でもつて本案を規定するがごときは、あまりにも閉鎖機関令という法律を無視した取扱いであつて、閉鎖機関令を廃止するといふなら別ですが、閉鎖機関令は置いて、そうして清算事務の過程において新しい措置を講じようという場合には、当然これらの中で、これとこれとは指定を解除していい、またこれらのものは社債の償還や財産の分配を行つてもいい、こういうような、およそのあなた方事務局としての腹構えが特殊清算人と間に打合せをされて、そうしてそれがおよそわれわれにも理解されるような説明がされて、初めてこの法案が生きて使われることになり得るのです。何れもそういう具体的な腹構えもなしに、ただごういう法律をつくつておいたら将来都合がいいということは、きまつておるのであります。またそれによるところの株主は非常に喜びませう。しかしわれわれとして

う、およその腹構えを特殊清算人と間に打合せをされて、それからこの法案の審議の結末をつけて行くようにしていただくか、これは簡単に頭のみ込みにはイエスというわけにはちよつと参らぬ問題じゃないかと私は考えます。あなたの御意見はいかがですか。

○阪田政府委員 たいまお尋ねの私的独占の禁止関係であります、これは、今回の新しい法律改正によりまして、今度の新しい法律改正によりまして、新会社の株式を取得した場合に独禁法にひつかかる、こういう場合に措置について規定してあるわけでありませう、そういう場合に、ただちに独禁法に従つて株式を処分するというようなことになりますると不都合がありますので、二箇月の猶予期間が認められてあります。そのような規定でありますから、具体的に新会社設立ということが認められます場合に、その会社について、大体二箇月内にこれにひつかかる分を措置して行けばよいということでありませう、お説のよい御心配のことは、大体起らないのじやないかと私も考えております。

○佐藤(觀)委員 この閉鎖機関令というものはいつまで保存される意思であるか、その点の管財局長の考え方をお知らせ願ひたい。

○佐藤(觀)委員 それでは、具体的にどういうような会社があるか、こういうことを説明できないですか。こういう法律だけをつくつて、こういうものはこれにはまるというのでなくて、こうなるという具体的なことがなければ、われわれ納得できないのです。

は、当然これらの中で、これとこれとは指定を解除していい、またこれらのものは社債の償還や財産の分配を行つてもいい、こういうような、およそのあなた方事務局としての腹構えが特殊清算人と間に打合せをされて、そうしてそれがおよそわれわれにも理解されるような説明がされて、初めてこの法案が生きて使われることになり得るのです。何れもそういう具体的な腹構えもなしに、ただごういう法律をつくつておいたら将来都合がいいということは、きまつておるのであります。またそれによるところの株主は非常に喜びませう。しかしわれわれとして

が特殊清算人と間に相談ができておるだらうというようなお話もありませう、これはやはりいさゝかやりたいてい、この規定によりまして手続をしたといふ言つておる会社はございますが、しかしそれを認めるかというようないことは、やはりそれの具体的な計画、それから今後の事情を考えないと、きめかねますので、現在大体の状況でこれとこれは認めるのだというようないことは、別段決定もいたしておりませぬし、相談いたしておることもござい

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 それでは、具体的にどういうような会社があるか、こういうことを説明できないですか。こういう法律だけをつくつて、こういうものはこれにはまるというのでなくて、こうなるという具体的なことがなければ、われわれ納得できないのです。

○佐藤(觀)委員 朝鮮銀行とか台湾銀行とかいふものは、こういうような対象にならぬのですか、どういうようになつておりますか。

○岩動説明員 先ほどから申し上げておきますように、朝鮮銀行、台湾銀行等におきましては、相当大きな在外資産、あるいは在外債務というものを保持しております。その算定の方法いかによつては、この法律を適用いたした場合には、国内に残余財産が残るかどううかという大きな問題が控えております。もしそこにある程度のもとまつた国内資産が残る、この法律の規定によりまして、なおかつそういうものがある程度残るといふ場合には、一応そういう申立てをするという権限は残されておるわけでありませう。

○岩動説明員 それは、法律上はそういう可能性はあるわけでございますが、ただ朝鮮銀行、あるいは台湾銀行という銀行の形において復活するとい

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○岩動説明員 先ほどから申し上げておきますように、朝鮮銀行、台湾銀行等におきましては、相当大きな在外資産、あるいは在外債務というものを保持しております。その算定の方法いかによつては、この法律を適用いたした場合には、国内に残余財産が残るかどううかという大きな問題が控えております。もしそこにある程度のもとまつた国内資産が残る、この法律の規定によりまして、なおかつそういうものがある程度残るといふ場合には、一応そういう申立てをするという権限は残されておるわけでありませう。

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

○佐藤(觀)委員 先ほど来いろいろ申し上げておきますように、具体的には申し上げかねるわけでありませう、要するに国内資産を、かなり新会社設立の基礎となる程度に残し得るといふ

うことは考えられないと思ひます。

○佐藤(觀)委員 戦争に破れてから、閉鎖機関令によつていろいろ犠牲になつておる点もありませんけれども、先ほど井上君が言われましたように、国家が非常な犠牲をいゝる方面にかけたりしております。そこでどういふ今までの閉鎖機関の中に、いろいろ国民が関連して言つておることもわかりますけれども、われわれがこの法律案を審議いたします場合に、具体的にどういふものがどうであるというような説明を聞かないと、ただどういふ一まだけわからぬけれども、ここに法律ができたから、たけのこが出て来るように、われわれも頭を出すのではないかと、われわれも頭を出さなければ、納得できない点があるわけでありまして、だから、その点をわれわれにもわかりやすく、こういう法律ができれば、こういう会社が助かつて、こういう会社が消えるのだという具体的な説明がないと、ちよつとわれわれ納得できないのですが、その点、一つずつくばらんに、こういうふうな復活するということとをひとつ政府当局からお話を願わないと、われわれはこの法案を審議するにも與函に物がはさまつておるような気がしてしようがないのですが、そういう点をもつと具体的にしたいきた。

○阪田政府委員 ただいまの点につきまして、先ほど来いろいろ申し上げましたように、これから申出のありまのすの待ちまして、具体的な検討をいたしまして、なお今後の情勢の変化という点もあると思ひますので、その上で決定したいと思つており、今あまり仮定の上になつておる。

ろ申し上げますことは、関係者も多いことでありまして、誤解を与へておまり感心しないと思ひます。ただ今のお話のような、解除するとか、あるいは第二会社をつくるというふうなことが非常に問題になり得るという意味で申し上げますと、現在国内関係の清算におきまして朝鮮銀行、あるいは朝鮮殖産銀行、台湾銀行、非常に大きなものはこの三つであります。かなり多額な資産が国内清算関係においては残つております。これを基礎にいたしまして、今度の法律で新会社を設立するとか、あるいはその他の方法で処置をするというところが可能になるかどうか、これはこれから検討する問題にしたいと思います。

○佐藤(觀)委員 どうも私の考え方と違つておるが、仮定の上になつて法律をつくられるというところは、どうもわれわれとしては納得できないので、今まであなたの方でどういふ事情が起つておる。台湾銀行、朝鮮銀行、その他殖産銀行の問題、こういう具体的な問題が起つておるから、これを助けるために、こういう閉鎖機関の新しいあれをつくるというならわかります。これが出て来るか出て来ないかわからないが、こういう法律をつくつておるというところは、何か裏に影がひそんでおる方になつておることはあります。○阪田政府委員 この点につきましては、この法律を今度出しました趣旨を御説明申し上げたときにも、一度申し上げたつもりですが、要するに閉鎖機関令を改正いたしましたので、今後こういう在外活動閉鎖機関というふうな全然

措置をとめられておりました機関につきましても、今後解除するとか、残余財産の分配をするとか、あるいは新会社をつくる、こういうふうな道を開いておこす、こういうふうな趣旨からつくりましたわけでありまして、そこで、この在外活動閉鎖機関については、平和条約に基き特別とりきめというふうな問題が控えておるわけでありまして、今度の情勢、見直し等にかかる点が非常に多い微妙な点があるわけでありまして、現在ただちにこの法律でどちらとどちらが確定的に復活できるとか、解除できる、こういうことはちよつとはつきり申し上げかねるわけでありまして、ただこの法案を出しますに

ついては、もちろん御審議の御手数だけけわすらわして、少しも適用がない、こういうことは考えておらないのでありまして、十分こういう規定も活用し得る見通しになつて来ましたので、こういう案を出しましたわけでありまして、具体的などれとどれがどうだというふうにはつきりとお答え申し上げて御満足が得られないのは、はなはだ恐縮ですけれども、さういふ事情でありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 政府がさういふふうな、何か出しておけばさういふふうな態度なら、さういふふうな態度なら、閉鎖機関の清算が年内に大体済むという見通しであるならば、清算をしてしまつた後に出しても何も難題はない、さういふふうな考えですが、なぜそれほど急いでこれを出さなければならぬか、さういふふうなことを御説明

願ひたいと思ひます。

○阪田政府委員 先ほど、大部分につきましては年度内に清算が済むだろうと申し上げましたわけでありまして、これは大體今回の法律の改正をまたすに、現在の制度で清算を続行して行きますので、あるいは残余財産の分配というところまで行き得るであろう、さういふものについて申しましたわけでありまして、今回新しく規定を改正しまして、さういふことができるようにしようというものであります。これは主として在外活動閉鎖機関でありまして、今までの規定におきましては、さういふ措置をとることができなかつたものであります。さういふものも、先ほど来申し上げましたように、何とかさういふ道を開きますれば、この新法に基き措置をとることも可能になるような情勢であろうという見通しのもとに、今回の改正案を出したわけでありまして、

○井上委員 前に佐藤君から同じようなことを聞いたのですが、問題は解除される、財産を分配される予定の会社は、これからの清算過程においてきめず。さういふことなると、さういふ前段であるならば、いつそのこと閉鎖令と廃止したらいい、私に言わせれば、さういふことやさういふことをきめておくと、何とかこの法律によつて助けをもらつておると、それによつて助けてもらつておると、それによつて利権運動をあんたの方が巻き起すなよ。利権運動をあんたの方が巻き起すなよ。それでいいわな、現実にこの法律によつて第二会社が設立され、またさういふやれば閉鎖機関の指定から解除され、財産の分配にもあつておる。

さういふことになつたら、われもわれもあんたのところに来ますよ。それははつきりしている。そして運動の上手な者が指定の解除を早くされ、財産の分配にあつておる。

○阪田政府委員 閉鎖機関令をいつぞや廃止したらどうかというお尋ねですが、これは現在指定されて、まだ清算過程にありまして、閉鎖機関は、この規定を根拠法規としたしまして特殊清算の手続をいたしておるわけでありまして、これを廃止いたしますと、根拠法規がなくなりまして、これにかわる、また特殊清算か何か清算の規定を入れなければならぬ、従ひまして現在規定をできるだけ実情に合つて修正して、現在のものをできるだけ早く修正して行く、これが一番能率的なやり方であると思ひます。それから利権運動とかいろいろお話がございまして、二百四十四ございまして、大部分のものは破産状態といつたふうな関係でありまして、出資者も株主も分配を受けることができない

い、こういうものでございまして、利権運動等が起る余地はまったくございせん。それで、先ほどからお話になつておきますような、かなり多額の残余財産が残るものにつきまして、この財産をどういふふうで活用したら一番日本経済のためになるよう活用されるか、こういうことを見まして、大蔵大臣といつたにしても、計画の承認等をしてあげておきますから、利権運動が起るといふような御心配の余地はまづないものと私も考へております。

○佐藤(親)委員 管財局長にちよつとお尋ねしますが、この法律ができれば、今閉鎖管理をやめずにこれをやっておけば、二百四十四の中で、悪いのが多いけれども、助かるのがある、この法律によつてどうにか息をつなげるのがあるという考へでお出しになるのですか。この点をほつきり願ひたい。

○阪田政府委員 お尋ねの趣旨がちよつとはつきりとりかねるのですが、現在二百四十四の機関が、この規定によりまして清算をやつておられますが、すでに清算の過程は大部分終了いたしておるわけでありまして、現在も残余財産は残らない、あるいは借金も払えないというふうな状態は、ほとんど確定したような状態にあるものも多数ございまして、それからある程度資産が残る、それが預金とか短期証券とかの形態で組み立てられて残つておる、こういうふうな形になつておるものもありません。その他わずかな債権、債務、資産等で、処分、回収等がむずかしく、複雑な関係で残つておるといふものもつとあります。かような状態でありま

すから、現在の規定で、現在までの特殊清算の方法で片のつくものは片をつけて行く、それから新しいこういう道を開いて、これによつて措置できるものは措置をして行く、こういうふうなことで、その規定を存置したままこれを活用してやつて行くことが一番能率的で、この閉鎖機関の仕事を早く終了させる道ではないか、かような意味で御説明申し上げたのであります。

○福田(篤)委員 閉鎖令を廃止すれば一番いいのだが、これは目下この法案の前提で清算しておるから、廃止するわけに行かぬという点はよくわかるのであります。また一面、かつた立場で私は率直に聞いてみたいのであります。議和会議が成立しまして、独立国家になつておる今日、国内の財界、あるいは事業界、選挙のときにはおそれあるいは選挙のときはおそれあるいは社会党に投票されるに間違いないところの引揚者の方、あるいは外資に長らくおつて在外資産を置いて帰つて来た方、こういう方々からこの法案を一刻も早く通してくれという陳情をわれわれは受けておるのであります。そこで私は、逆に尋ねてみたいのであります。もしこの法案を会期に間に合はさすことができないと、今国会に成立しなかつた場合に、国内の産業再建、あるいは海外貿易関係、あるいは先ほど申したところの在外資産を置いてある方、あるいは引揚げて帰つて来た方、こういう方々に対してどういふところの目録の問題が持ち上るかということ、具体的にはちよつとお話願へば非常に明快な判断が、おそらく諸君もつくとお思います。これを一点伺いた

○阪田政府委員 お尋ねの点であります。御趣旨のように、今回の改正法案が成立いたしましたものと、この第十九条の規定によりまして、いわゆる在外活動閉鎖機関、外地の皆様方の一番関係の深い機関であります。これに關しましては、杜撰の弁論、残余財産の処分ができないわけでありまして、現在国内清算関係では、機関によりまして、かなり巨額な残余財産が残るような見込みがございまして、そういうふうな見込みがございまして、そのまゝ銀行の活用できませんで、そのまゝ銀行預金等の形で置いておくというほかしかたがない。こういう事態になるわけでありまして、今回の改正によつて、そういうふうなものにつきましても、何とか新しい方面に活用して行くような方法を開きたいというのが、今回の改正の趣旨でございます。

○千葉委員 春日君。春日委員 ちよつとタイトルをかへまして伺います。先般南滿洲鉄道株式会社の本社をアメリカ合衆国政府へ売却された問題について、報告書の資料の提出を求めまして、ここにこれについて伺ひたいこと、これに關しては、だれが見ても、時価三十億を越えるものだとわけておられます。私が指摘をいたしたことは、現在霞関にも官庁ビルが建てられており、おそらくこの費用も何十億を要するものであらうと思ひます。さらには、また東京都内においても緊急に建設を必要としなければならぬものに、大蔵省の庁舎の問題等もあつたのであります。後日幾多の財政資金によつて建設されなければならぬのであります。満鉄ビルのようありましようの、満鉄ビルのようありましようの用途に転用可能なビルを、外国政府に、しかも十分の一くらい安い価格で売却する。こういうやりなことは、私は不当に国民に損失を及ぼす結果になつておると思ひます。アメリカ政府に売却したものであるか。なおこのビルを使用しようとするか。なおこのビルを幾多あるであらうが、アメリカのよう大金持の國に、こんな十分の一という安い価格で売却する、ということについては、私は政府として相場の理由がなければならぬと思ひます。これをアメリカ政府に売却したのか。またアメリカ政府が売却したという交渉と相前後して、他の事業家なり、あるいは他の機関なりから、

○春日委員 ちよつとタイトルをかへまして伺います。先般南滿洲鉄道株式会社の本社をアメリカ合衆国政府へ売却された問題について、報告書の資料の提出を求めまして、ここにこれについて伺ひたいこと、これに關しては、だれが見ても、時価三十億を越えるものだとわけておられます。私が指摘をいたしたことは、現在霞関にも官庁ビルが建てられており、おそらくこの費用も何十億を要するものであらうと思ひます。さらには、また東京都内においても緊急に建設を必要としなければならぬものに、大蔵省の庁舎の問題等もあつたのであります。後日幾多の財政資金によつて建設されなければならぬのであります。満鉄ビルのようありましようの、満鉄ビルのようありましようの用途に転用可能なビルを、外国政府に、しかも十分の一くらい安い価格で売却する。こういうやりなことは、私は不当に国民に損失を及ぼす結果になつておると思ひます。アメリカ政府に売却したものであるか。なおこのビルを使用しようとするか。なおこのビルを幾多あるであらうが、アメリカのよう大金持の國に、こんな十分の一という安い価格で売却する、ということについては、私は政府として相場の理由がなければならぬと思ひます。これをアメリカ政府に売却したのか。またアメリカ政府が売却したという交渉と相前後して、他の事業家なり、あるいは他の機関なりから、

この満鉄ビルを活用したいというふうな申出が閉鎖機関の管理者に対して行われなかつたものかどうか。この売却しをめぐる前後の事情等について、一べんつまびらかに御話を承りたいと思ひたいのであります。

○阪田政府委員 この満鉄ビルの処分問題につきましては、先般資料として詳細御提出申し上げておきました。この満鉄ビルにつきましても、閉鎖機関の南滿洲鉄道株式会社の資産でありまして、閉鎖機関の整理としてその処分を急いだわけでありまして、ところが、何分あれだけ大きなまとまつた資産でありますので、処分が非常に困難でありまして、いろいろ、処分の手続は閉鎖機関整理委員会当時にあつたのであります。見てみますと、前後六回にわたつて、公入札の手続をいたしておりました。ところが、あるいは応募者がなし、あるいは入札者がありましたが、こちらで評価いたしました最低価格に非常に安い入札しなかつたわけでありまして、それで満鉄の方の清算は急ぎますし、措置に非常に困つておつたわけでありまして、たまたま、米大使館の方から、あの建物をほしいという話がありましたので、いろいろと交渉の結果、大使館の方にこれを処分するということに決まりました。なお他に希望者等も、ある時期におきましては出て参つておつたこともありますが、ちよつと米大使館に移りますときに、先方との交渉によりまして売却いたしました。なお値段につきまして

この満鉄ビルを活用したいというふうな申出が閉鎖機関の管理者に対して行われなかつたものかどうか。この売却しをめぐる前後の事情等について、一べんつまびらかに御話を承りたいと思ひたいのであります。

この満鉄ビルを活用したいというふうな申出が閉鎖機関の管理者に対して行われなかつたものかどうか。この売却しをめぐる前後の事情等について、一べんつまびらかに御話を承りたいと思ひたいのであります。

も、先ほど法外に安い値段のような御主張でございましたが、いろ／＼と専門の機関等にも、各方面に鑑定を委嘱して、そういうようなものも採用いたしまして、この処分いたしましたときとしては、適正な価格で譲渡ができたものと私も考えております。

○春日委員 これも考えてみてもらいますように、あの大東京の都心にあるものでありまして、敷地が千百坪になつております。それからきわめて堅牢なビルディング、鉄筋コンクリートでありまして、この延坪数が三千五百坪といわれております。これを今建設しようとするれば、そんな二億や三億でこの建設はできるはずはない、現在復興官庁ビルが建てられておりますけれども、これは別途調べておりますが、これはまた相当の築費が實際にかつておるわけなのであります。現在いろ／＼な官庁ビルも必要であろうし、学校の校舎の建築も必要であろうし、こういうものは、だれが考えても、常識的に十億や二十億では建てられない、こういうものをみす／＼そんな二億何千万円というような安い価格で処分をされるといふことは、国民の一人として断じて納得できる筋ではございません。あなたは、今までのこれが公入札のいきさつを言つておられますが、一体どういふような規模と条件をもつて公入札に付せられたものであるか、それをひとつ参考のために伺つておきたいのであります。

なお私のきわめて遺憾といたして居ることは、現在こういう安い値段でこんな大きなビルディングをよく売れたものと思ふ。片一方において他に大きな費用をかけたが、政府の支出によ

つて同様のビルディングの建設が行われている。私はこういうようなビルディングをやはり満鉄の清算を急ぐならば、引続き政府がこれを買つて、そういう国の資産としてこれを確保しながら、私はそういうような国外への放出を防ぐだけの誠意ある処理が必要であつたと思ふのであります。あなた

は、競争入札にしたがたれも応募者がなかつたとか、予定価格に達しなかつたから遂にアメリカに売つたのだ、こういうお話でありましたが、それでは、今までの競争入札は前後何回におつたつて、どういふふうに行われ、しかも最高入札の価格は幾らであつたかお伺いしたい。

○阪田政府委員 ただいまの評価の点でありまして、いろ／＼と専門の機関等にも委嘱して、それを総合して評価をきめたわけでありまして。ただいま御指摘の、新しい今日建てるときの価格というよりなものは、もちろんいろいろ参考にはして居るのであります。ただこの建物は、新しい建物ではありませんが、昭和十一年に建設いたしましたので、昭和十一年に建設いたしましたので、十六年くらい経過いたしております。そのような関係で、償却等も新造価格に比べる場合には見込む必要があるわけでありまして。いろ／＼あの建物の構造その他も考えまして、償却等も見込んでこの値段を出してあるというところでございます。それで官庁関係の建物等を新築いたす関係もありませんから、あの建物を使つたらいじやないかというお話がありますが、これは、もちろん閉鎖機関の所有の建物でありますから、政府で使うにいたしましたも、やはり政府の予算で支出してこの建物を取得しなければならぬ

けであります。これは、当時こういうものを取得して官庁の建物に充てよう、こういうようなことにならなかつたわけでありまして、この点は、たゞ留保しておけば、政府が使えらるる建物ではございせんから、その点については御了承を願いたいと思ふのであります。

それからこの公入札をやりました経過であります。これは先ほど申し上げましたように、前後六回やりましたわけですが、最初は昭和二十三年三月、その次に十一月、それから二十四年の二月、同じく六月、六月には二回やつております。それから十二月にやりました。それで入札の結果であります。五千五百坪の入札者が一人ありました。それから二度目のときには、入札者がありません。それから三度目のときは、千五百坪の入札者が一人ありました。それから四度目のときには、入札者がありません。五回目のおきには、三千八十万坪の入札者が一人ありました。六回目のおきには、入札者がございせん。大体そういうようなこととで、いろ／＼新聞に広告するとか、十分に各方面に周知をさせまして入札をやりましたわけでありまして、結果としてはさういふことに相なつております。

○春日委員 私は、どう考えても今の点は、コンクリートの建築費といふものは、いくら安く見ても、粗悪なものでも坪七万円ぐらいにいわれておると思ふ。三千五百坪ならば二十億というところになりまして、それに土地の千三百坪を加えてみますと、これは相当大きな金額になる資産であり

ます。こういうものを外国へ出し、そういうものを処分する場合におきましては、これは当然もう少し国内の需要等を勘案しつつ処分さるべきだと思ふ。でありますから、これはいろいろ今までお進めになつた手続の経緯等もありませんので、なおひとつ私どもの方で検討してみたいと思ふのであります。そこで私は、委員長を通じて資料の提出をお願いいたします。今あそここの建物を建てられております官庁ビルの、この坪数並びにこれに要するところの建築費、そういうものをひとつ御提出をいただきまして、それやこれを比べて合せて、それが不当に安い価格で処分されたものであるか、あるいはそれとも適正な価格できわめて合理的に処分されたものであるか、この点を私ども判断したいと思ふのであります。後日でもお伺いしたいと思ふのであります。その資料をおあわせて御提出をお願いいたします。

○久保田(鶴)委員 最後に私聞いておきたいのですが、いろ／＼質問されたことに対して、あなたの答弁を聞いておきますと、現在局長は仮定の上になつて、今出して居る法律はあまり必要はない——具体的にこの法案に対して

お答えになつていない。われ／＼はその点納得が行かない。それで、この法案を今国会中にぜひ通さなければならぬかどうか、われ／＼は考えていらつたりするようか、われ／＼は考えていらつたりするようか、さつぱりつかみどころがない、だからその点もう一べん私はただして、おきたい。

○阪田政府委員 先ほど来いろ／＼申し上げましたのは、ただいまこの規定によりまして、具体的にどの機関が新会社の設立を認められる、こういうことを申し上げることはさつぱりと差控えたい、かようなことを申し上げたい、かようなことを申し上げたい、この新しい法令の規定が制定されても、適用がないということを決して申し上げておけません。この規定が通りますれば、これを活用して、指定の解除でありますとか、新会社の設立を情勢に応じてどし／＼認めて行きたいというふうな思つておるのであります。ぜひともこの法案は、この国会で通していただきたいというふうにお願ひ申し上げておる次第でございます。

○久保田(鶴)委員 それなら、いろいろ質問されておるのに対して、あなたもつとわれ／＼にわかるようにお答えいただきたい、さつぱりわからぬじやないか。私はさういふ意味合いにおいて、きょうは時間がございますから、次に、これ以上お伺いしませんが、次にこの法案を審議するにあたりまして、資料を出してもらつたこと等の春日君からの御意見もございましたが、私はこれをひとつとわれ／＼にわかるように、資料等もひとつ具体的に出示してもらつて審議しなければならぬ、かように思ふのであります。そういうことをお

○春日委員 けつこうです。

○久保田(鶴)委員 最後に私聞いておきたいのですが、いろ／＼質問されたことに対して、あなたの答弁を聞いておきますと、現在局長は仮定の上になつて、今出して居る法律はあまり必要はない——具体的にこの法案に対して

願いたしておきます。それは出してもらえますね。

○春日委員 今ちよつと別の資料が参りましたが、これによると、今そこに建てておきます霞関の官庁ビルは、二十一億円の総予算で進められておるよしでありまして、その坪数が大体一万坪、三千五百坪といたしますと三分の一であります。それにしても七億円、こういうことに逆算してなるであります。私が今時価二十億を越える金額と申し上げました金額は、これは世評まじくでありましてよりけれども、少くとも二億九千万円よりはるかに高い価値を持つてあるうといふことは、世人が差でうわさをいたしておるところの金額であります。現実には政府は官庁ビルを建てたために、別途二十一億という龐大な支出をいたしておる。これはすべて国民の血税によるものであります。片方にこういう二十億というより金で一万坪の部屋をつくらうとしておるならば、少くともここに五億円という金を出せばその三分の一、少くとも三千五百坪というオフィスを確保することができ。従いまして、ここにもみすくアメリカにこれを売ることによつて四億円近い損失を生じしめておる。私はこういうような閉鎖機關にして、国有財産の処分にして、いろ／＼の建設計画等とにらみ合せて、活用できるものは十二分に活用することによつて、こういうむだな支出を省くための誠実な努力があつていいと思ひます。一万坪を越えるところの建物でありますから、いろいろ独自の計画等もありませんし、いろいろも、清鉄ビルと霞関の間は至近距離であります。少くともこういふように別

に新しく建設をいたしておるならば、そつういふような支出をできるだけ押えて、安いものを手に入れることによつてそれがむしろ生きた方面に活用できると、こういうような努力が払われていいと思ひます。それは一つは株主を保護する建前でもあり、同時にまた国民の新しい出血を防ぐ道でもあると考へますので、清鉄ビルの処分については、私は非常に遺憾の意を表しまして、後日さらにまた綿密な資料に基づいて質問をいたすことにいたします。

○久保田(鶴)委員 さつき私が言つておりました資料の件ですが、それはあなたがここに具体的に言うことができない、ここに申し上げることは困りますと言つておられたような点を、われわれにわかりやすくお示し願ひたい。それをわれ／＼が見た上において、これを審議しなければならぬ、それはどうするか、それを私は尋ねておる。

○千葉委員長 久保田委員に申し上げますけれども、今の資料ははつきりわからないといふのですが、もう一ぺんおつしやつていただきたい。

○久保田(鶴)委員 さつきからあなたがたがそこで、われ／＼にはつきり申し上げることができないと申されて、見ておられて、必要のない範圍だけおれ／＼に——台湾銀行とか朝鮮銀行とか、ほかのことを申されまして、それ以上申しておられない。だから、もつと具体的に、この法律をつくることによつて会社がこれ／＼こうなるのだといふように、そこで懸れて見ておられるような点をわれ／＼に明らかにしてもらつて、それを見て、その上でこれを審議しなければならぬ。

○浅香委員 今久保田さんの言われた

こともごもつともな点がありまして、質問に対するお答えも、失礼ながらいささかまずい点も見受けられますが、幸い屋から国有財産その他の問題で懇談会も開かれますので、ひとつ当局にも出てもらつて、今のような御質問に對するところの資料をできるだけ用意して、そつうして懇談会の席上において御説明を願つたら非常にけっこうかと思ひます。

○千葉委員長 午後二時より、国有財産の管理状況に関する件につきまして、小委員会を開くことになつております。本委員会はこの程度で散会いたします。

午後零時三十七分散会

【参照】

- 有仙証券取引税法案(内閣提出)に関する報告書
- 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 富裕税法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 塩業組合法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十八年七月二十九日印刷

昭和二十八年七月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局